

意思の表出の手續に関する規程

令和 8 年 1 0 月 2 日
日本學術會議第 1 回役員會決定

目次

- 第 1 章 總則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 手續
 - 第 1 節 提案（第 4 条～第 8 条）
 - 第 2 節 作成（第 9 条～第 1 1 条）
 - 第 3 節 査読（第 1 2 条～第 1 9 条）
 - 第 4 節 承認（第 2 0 条～第 2 2 条）
 - 第 5 節 公表（第 2 3 条～第 2 7 条）
 - 第 6 節 事後的な評価（第 2 8 条～第 3 1 条）
- 第 3 章 雜則（第 3 2 条～第 3 3 条）
- 附則

第 1 章 總則

（總則）

第 1 条 日本學術會議會則（令和 8 年日本學術會議規則第 1 号。以下「會則」という。）
第 3 4 条第 4 項に定める意思の表出に関し必要な事項は、この規程の定めるところ
による。

（定義）

第 2 条 この規程において「提言等」とは、會則第 3 4 条第 1 項に定める意思の表出
のうち、要望、声明、提言及び回答をいう。

2 この規程において「分科會等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）會則第 4 7 条に定める部
- （2）會則第 5 5 条第 1 項に定める委員會
- （3）會則第 5 6 条第 1 項に定める分科會
- （4）會則第 6 0 条第 1 項に定める若手アカデミー

（意思の表出に係る手續の特例）

第 3 条 意思の表出のうち、次の各号に掲げる場合、この規程は適用しないものとし、
この場合の手續は別に定める。

- （1）日本學術會議法（令和 7 年法律第 7 0 号。以下「法」という。）第 3 8 条に基づ
く諮問に対する答申及び第 3 9 条に基づく勸告の場合

- (2) 緊急又は早期の発出が求められる意思の表出であると会長が認める場合
- (3) 意思の表出の性質にかんがみ、この規程の手続を経ることが馴染まないと会長が認める場合

第2章 手続

第1節 提案

(申出)

第4条 分科会等が意思の表出を行うことを希望する場合、分科会等の長は、次の各号に掲げる検討事項を意思の表出の申出書（別紙様式1）に記載し、意思の表出対応委員会（以下「対応委員会」という。）に申し出る。

(1) 総論

- ア 概要（名称、種類及びその理由、提案の内容、背景・経緯（過去に発出された意思の表出との関係）、提案に係る国内外の議論の現状と課題）
- イ 日本学術会議（以下「学術会議」という。）が発出するに相応しい意義及び必要性
- ウ 発出の時期及びその理由（今期中に発出しなければならない理由）

(2) 各論

- ア 骨子案
- イ 具体的な読者及び名宛人（関係府省庁は必ず記載）
- ウ 異なる意見に対する公平な取扱いの考え方
- エ 作成時の意見交換の相手方（関係府省庁、地方公共団体、関係団体、市民（異なる意見を有する者を含む））等
- オ グローバルな議論の状況への目配り
- カ 意思の表出の実現に向けたフォローアップ計画（1年以内、3年以内及び概ね5年から10年を目安とする長期的な計画）
- キ 分科会等におけるこれまでの審議経過
- ク 公表に向けた今後のスケジュール
- ケ その他対応委員会が必要とする事項

(申出に係る事前調整)

第5条 分科会等が前条の申出を行うことを希望する場合、当該分科会等の長は、あらかじめ次の各号に掲げる組織の者と調整を行う。

- (1) 当該分科会等が分野別委員会又は部が直接統括する分科会（以下「部附置分科会」という。）については、所属する部
- (2) 当該分科会等が分野別委員会に置かれる分科会については、所属する分野別委員会及び部

(3) 当該分科会等が機能別委員会又は課題別委員会に置かれる分科会については、所属する委員会

2 分科会等が前条の申出を行うに当たり、必要に応じて申出の内容に係る分科会等と調整を行う。

(役員会による意思の表出の作成依頼)

第6条 役員会は、学術会議として意思の表出の発出が必要であると認めるときは、当該意思の表出に係る分科会等に意思の表出の案の作成を依頼することができる。この場合、依頼された分科会等においては、第4条により申し出る。

(助言)

第7条 対応委員会は、第4条の申出について同条各号に掲げる検討事項が網羅的かつ具体的に記載されているか確認を行い、当該申出を行った分科会等の長に、第4条各号に掲げる事項その他の作成に当たって留意すべき事項について助言を行う。

2 対応委員会は、申出書の記載を確認し、第4条各号に掲げる事項が満たされていないと判断した場合、改めて申出書の提出を求めることができる。

(取りまとめ委員)

第8条 対応委員会は、委員の中から、意思の表出の申出ごとに取りまとめ委員を1名置く。

2 取りまとめ委員は、対応委員会において、申出に対する助言、意思の表出の案の査読又は承認及び事後的な評価に係る取りまとめ等を行う。

第2節 作成

(意思の表出の案の作成)

第9条 分科会等は、別紙様式2に従い意思の表出の案を作成する。意思の表出の案は、本文は20ページ程度、本文の要旨は2ページ程度とする。

(意思の表出の案の作成の留意点)

第10条 意思の表出を作成する分科会等は、第4条の申出及び第7条の助言のほか、次の各号に掲げる留意点を踏まえ、意思の表出の案を作成する。

(1) 日本における科学者の代表機関としての学術会議が発出するに相応しい論理性と倫理性

(2) 内容の実現可能性と実行可能性（関係府省庁等の現在の施策の実施状況・今後の施策の検討状況等の記載）

(3) 読みやすさ、簡潔な要旨、客観的かつ洗練された穏当な記載

(4) 記述・主張を裏付けるデータ及び資料の出所の明記（著作権の適切な取扱い）、

恣意的な切り取りにならないような適切な引用

- (5) 利益誘導と誤解されることのないような配慮、かつ意思の表出についての開示すべき利益相反の記載
- (6) 異なる意見の公平な取扱い
- (7) 意見集約が困難な事項の両論併記
- (8) グローバルな議論の状況への目配り
- (9) 想定する読者及び名宛人を意識した記載
- (10) 学術会議における過去の意思の表出等の公表文書、直近に発出予定の意思の表出等の文書、関係する分科会等の動向との通時的な整合性

(外部機関等との意見交換)

- 第11条 意思の表出(報告を除く。)の案を作成する分科会等は、当該案の作成に当たって、関係府省庁又は地方公共団体等の政策立案者、学協会、専門職団体、産業界、非政府組織・特定非営利活動法人その他の団体、市民等と意見交換を行う。その際、意見交換の相手方との間に信頼を伴うコミュニケーションが成り立つよう努めるとともに、法第2条第2項に定める学術会議の運営における自主性及び自律性が確保されるよう留意する。
- 2 分科会等は、意見交換の相手方について、総合的・俯瞰的な視点に留意し、検討課題の性格に応じて多様な分野を代表する機関等から選択するよう努める。
- 3 意見交換を行った分科会等は、議事概要等を作成する。

第3節 査読

(査読組織への意思の表出の案の提出)

- 第12条 次条から第15条に定める査読を受ける分科会等は、作成した意思の表出の案について、査読を行う部、委員会(以下「査読組織」という。)に提出する前に事務局に提出し、形式的な修正その他の確認を受けるものとする。
- 2 事務局は、前項の確認がなされた意思の表出の案のほか、分科会等が作成した意思の表出の案の提出チェックシート(別紙様式3)及び前条第3項の議事概要等を、次条から第15条に定める査読組織に提出する。

(提言等の案の査読)

- 第13条 次の第1号又は第2号に掲げる分科会等が作成した提言等の案については、同号に掲げる査読組織が査読を行う。
- (1) 部、部附置分科会、機能別委員会、分野別委員会、課題別委員会又は若手アカデミーが作成した提言等の案については、対応委員会
 - (2) 機能別委員会、分野別委員会又は課題別委員会に置かれる分科会が作成した提言等の案については、当該案を作成した分科会が置かれる委員会及び対応委員会

- (3) 前号において、提言等の案を作成した分科会が置かれる委員会の委員長又は対応委員会の委員長が合同で査読を行わないことが望ましいと判断した場合は、合同で行わないこととする。

(見解の案の査読)

第14条 次の第1号から第3号に掲げる分科会等が作成した見解の案については、同号に掲げる査読組織が査読を行う。

- (1) 機能別委員会又は課題別委員会に置かれる分科会が作成した見解の案については、当該機能別委員会又は課題別委員会
- (2) 部附置分科会又は分野別委員会が作成した見解の案については、それぞれ所属する部
- (3) 分野別委員会に置かれる分科会が作成した見解の案については、当該分野別委員会及び所属する部
- (4) 前号において、当該分野別委員会の委員長又は部の部長が合同で査読を行わないことが望ましいと判断した場合は、合同で査読を行わないこととする。

(報告の案の査読)

第15条 分野別委員会に置かれる分科会が作成した報告の案については、当該分野別委員会において査読を行う。

(査読の視点及び査読者の数)

第16条 査読組織（対応委員会を除く。）による査読は、主に専門的見地に基づき行うものとし、当該査読組織に所属する会員若しくは連携会員（意思の表出の案を作成した分科会等に所属する会員又は連携会員を除く。以下この条において同じ。）の中から当該査読組織の長が指名する者2名以上、又は会員若しくは連携会員の中から当該査読組織の長が指名する者2名以上により行う。

- 2 対応委員会による査読は、主に総合的・俯瞰的見地に基づき行うものとし、対応委員会を組織する者及び対応委員会の委員長が指名する者（会員若しくは連携会員でない者も含む。）2名以上により行う。

(複数の分科会等が意思の表出の案を作成する場合の査読の手順)

第17条 複数の分科会等が連名で意思の表出の案を作成する場合、作成する分科会等が所属する委員会、部が複数あるときは、査読は次の各号のいずれかの手順により行う。いずれの手順とするかについては、意思の表出の案を作成する主たる分科会等（以下「主たる分科会等」という。）の査読組織が決定する。

- (1) 提言等の案は、次のいずれかの手順による。

ア 提言等の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織から1名以上の査読者を選び、これに第13条第2号による対応委員会の査読者を2名以上加

え、合同で査読を行う。この場合、次条第2項のエディターが査読を統括する。

イ 提言等の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織のうち、主たる分科会等の査読組織から査読者を2名以上選び、これに第13条第2号による対応委員会の査読者2名以上を加え、合同で査読を行う。この場合、次条第2項のエディターが査読を統括することとし、また、全ての査読組織が査読したものとみなす。

(2) 見解の案は、次のいずれかの手順による。

ア 見解の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織から1名以上の査読者を選び、これに第14条第3号による部の査読者を2名以上加え、合同で査読を行う。この場合、次条第3項のエディターが査読を統括する。

イ 見解の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織のうち、主たる分科会等の査読組織から査読者を2名以上選び、これに第14条第3号による部の査読者を2名以上加え、合同で査読を行う。この場合、次条第3項のエディターが査読を統括することとし、また、全ての査読組織が査読したものとみなす。

(3) 報告の案は、次のいずれかの手順による。

ア 報告の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織から1名以上の査読者を選び査読を行う。

イ 報告の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織のうち、主たる分科会等の査読組織から査読者を2名以上選び査読を行う。この場合、全ての査読組織が査読したものとみなす。

(エディター)

第18条 エディターは、第13条第2号又は第14条第3号に定める合同で査読を行う場合であって、査読組織間の調整を図る必要があるときに置くものとする。

2 第13条第2号の合同で査読を行う場合のエディターは、対応委員会の委員長が決めるものとし、第8条の取りまとめ委員又は会員若しくは連携会員から選んだ30名程度の候補者（以下「エディター候補者」という。）の中から1名を充てる。

3 第14条第3号の合同で査読を行う場合のエディターは、部の部長が決めるものとし、前項のエディター候補者の中から1名を充てる。

(査読における確認事項)

第19条 意思の表出の種類にかかわらず、対応委員会その他の査読組織における査読において確認すべき事項は、第10条に掲げる留意点とする。

第4節 承認

(承認)

第20条 第13条から第15条までのいずれかの査読を終えた意思の表出の案又

は第22条の査読を受けない意思の表出の案について、当該意思の表出の案を作成した分科会等は、次に掲げる意思の表出の種類ごとに定める承認を行う組織（以下「承認組織」という。）に意思の表出の案を提出し、承認を受ける。

- (1) 要望、声明の案の場合 総会（緊急又は早期の発出が求められるなどの事情があると会長が認める場合は役員会）
- (2) 提言、回答の案の場合 役員会
- (3) 見解の案の場合 対応委員会
- (4) 報告の案の場合 次に掲げる組織
 - ア 部、機能別委員会、課題別委員会又は若手アカデミーが作成する案の場合 対応委員会
 - イ 部附置分科会、分野別委員会又は分野別委員会に置かれる分科会が作成する案の場合 所属する部
 - ウ 機能別委員会又は課題別委員会に置かれる分科会が作成する案の場合 当該機能別委員会又は課題別委員会

（承認の視点及び問題点の指摘等）

第21条 承認組織は、第19条の査読において確認すべき事項を満たしたのになっているか確認し、当該確認事項が満たされていると認める場合は承認するものとし、当該確認事項が満たされていないと認める場合は、分科会等の長に対して問題点を指摘し、又は査読組織に対し改めて査読の実施を求めることができる。

（査読を受けないときの承認の手続）

第22条 第14条又は第15条の査読を受けない次の各号に定める分科会等は、作成した意思の表出の案について、承認組織に提出する前に事務局に提出し、形式的な修正その他の確認を受けるものとする。

- (1) 見解の案を作成した部、機能別委員会、課題別委員会又は若手アカデミー
- (2) 報告の案を作成した部、部附置分科会、機能別委員会若しくは当該委員会に置かれる分科会、分野別委員会、課題別委員会若しくは当該委員会に置かれる分科会又は若手アカデミー

2 事務局は、前項の確認がなされた意思の表出の案のほか、分科会等が作成した意思の表出の案の提出チェックシート（別紙様式3）及び第11条第3項の議事概要等を第20条の承認組織に提出する。

3 承認組織は、意思の表出の案を審議する際、第14条又は第15条に準じた査読を行った上で承認するものとする。

第5節 公表

（公表）

第23条 承認された意思の表出は、学術会議ウェブサイト及び分科会等が作成する記者公表用要旨（別紙様式4）により公表する。要望、声明、提言については記者会見等を行うことを原則とし、その他の意思の表出については必要に応じ、記者会見等を行うことができる。

（周知方法）

第24条 承認された意思の表出の周知方法については、次のとおり取り扱う。ただし、会長が必要と認める場合には、これにかかわらず、別の取扱いをすることができる。

種類	表出主体	周知方法
要望 声明 提言	学術会議	・会長名で、関係大臣宛て、公文書を添付し配付。 ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び関係府省庁に配付。
見解 報告	部、委員会、 分科会又は 若手アカデ ミー	・事務連絡により、関係府省庁に配付。
回答	学術会議	・会長より、審議依頼者に対して、回答を手交（手交の際は審議依頼者宛て会長名の公文書を添付する。）。ただし、審議依頼者が大臣、副大臣及び大臣政務官のいずれでもない場合には、審議依頼者宛て会長名の公文書を添付し、送付することで代えることができる。 ・必要に応じ、事務連絡により、関係府省庁に配付。

2 前項のほか、意思の表出を作成した分科会等は、必要に応じ、行政府、立法府、司法府、地方公共団体、学協会その他の関係機関又は団体に対し、個別の方法で周知を行う。

（役員会及び総会への報告）

第25条 承認された意思の表出は、原則として当該意思の表出を発出した後の直近に開催される役員会及び総会に報告する。

（広報用チラシの作成）

第26条 意思の表出を作成した分科会等は、一般の国民が興味・関心を抱き、本文の閲覧につながるような広報用チラシを作成することに努める。ただし、提言については原則広報用チラシを作成する。

2 広報用チラシの作成の手續は、次のとおりとする。

（1）広報用チラシは、様式例（別紙様式5）及び学術会議ウェブサイトに掲載されたチラシの具体例を参考にして作成する。片面1ページとし、一般の国民を引き

付けるわかりやすく親しみやすい記載とする。

- (2) 広報用チラシを作成した分科会等は、当該広報用チラシを外部に公表する前に、社会活動・広報委員会に意見を求める。
- (3) 事務局は、前号の社会活動・広報委員会における確認の後、当該広報用チラシを学術会議ウェブサイトで公表する。

(英訳の作成)

第27条 意思の表出を作成した分科会等は、意思の表出の本文の英訳及び要旨の英訳を作成することに努める。ただし、提言及び見解については、要旨の英訳を作成する。事務局は予算等の状況に応じて英訳の校閲を支援する。

2 英訳の作成の手続は、次のとおりとする。

- (1) 英訳は、元となる意思の表出と同じ内容であることを原則とし、英訳の冒頭で、元となる意思の表出の英訳であることを明記する（例：This English version is a translation of the original written in Japanese.）。
- (2) 英訳を作成した分科会等は、当該英訳を外部に公表する前に、英訳の作成の事実等を役員会へ報告することとし、やむを得ず公表前に報告することができなかった場合は、公表後直近の役員会へ報告する。
- (3) 事務局は、前号の本文の英訳及び要旨の英訳を学術会議ウェブサイトで公表する。

3 意思の表出の種類の英訳は、次のとおりとする。

種類	英訳
要望	Request
声明	Statement
提言	Recommendation
見解	Advisory Opinion
報告	Report
回答	Response

第6節 事後的な評価

(フォローアップ・レポートの作成)

第28条 提言及び見解については、意思の表出を作成した分科会等の長の責任においてフォローアップ・レポート（別紙様式6）を作成し、意思の表出を行った日の6か月後から1年以内に対応委員会に報告する。

(インパクト・レポートの作成)

第29条 提言については、意思の表出を作成した分科会等の長の責任においてインパクト・レポート（別紙様式7）を作成し、意思の表出を行った日から3年以内に対応委員会に報告する。

2 意思の表出を作成した分科会等は、これまでに発出された関連の意思の表出やイ

ンパクト・レポートを検証しながら、概ね5年から10年を目安とする中長期的な視点でのインパクト・レポートの作成に努める。

(意思の表出を作成した分科会等が置かれていない場合の取扱い)

第30条 意思の表出を作成した分科会等が継続して置かれていない場合であって、当該分科会等が所属する部又は委員会があるときは、当該部又は委員会の長、若しくは当該部又は委員会が指名する分科会等の長がフォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成することとし、当該分科会等が所属する部又は委員会がないときは、別に役員会が指名する者あるいは作成を希望する者がフォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成する。

(レビュー及びフィードバック)

第31条 対応委員会は、第28条に定めるフォローアップ・レポート又は第29条に定めるインパクト・レポートについて、分科会等から報告を受けた場合、これを適切にレビューし、当該フォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成した分科会等にフィードバックする。

2 意思の表出を作成した分科会等(当該分科会等が置かれていない場合は、前条に定める者)は、対応委員会からフィードバックされたレビューを参考にして、次の意思の表出の課題検討の審議に資するものとする。

3 レビュー及びフィードバックに係る手続等については、対応委員会において、別に定める。

第3章 雑則

(記録)

第32条 分科会等は、今期中に意思の表出の発出に至らない審議途上の文書であって、外部に公表することを意図するものについては、「記録」として、学術会議ウェブサイトで公表することができる。

2 「記録」の文書の取扱いについては、別に定める。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、意思の表出の手続その他の意思の表出に関し必要な事項は、役員会又は対応委員会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第3条第1号の規定にかかわらず、答申及び勧告の周知方法及び名称の英訳については、当分の間、次の取扱いによるものとする。

(周知方法)

種類	表出主体	周知方法
答申	学術会議	・ 会長より、諮問者に対して、答申を手交（手交の際は諮問者宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・ 必要に応じ、事務連絡により、関係府省庁に配付。
勧告	学術会議	・ 会長より、内閣総理大臣に対して、勧告を手交（手交の際は内閣総理大臣宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・ 会長より、関係大臣（内閣総理大臣を除く。）宛て、公文書を添付し配付。 ・ 事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び関係府省庁に配付。

(意思の表出の種類の英訳)

種類	英訳
答申	Findings Report
勧告	Recommendation to the Government